

## 東北農林専門職大学における競争的資金等内部監査実施基準

### (目的)

第1条 この基準は、「東北農林専門職大学における競争的資金の不正使用防止等に関する要領」(以下「要領」という。)第19条の規定に基づき、東北農林専門職大学(以下「本学」という。)における競争的資金等の内部監査の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、「競争的資金等」とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

### (内部監査員)

第3条 内部監査員は2人以上とし、教職員のうちから最高管理責任者が指名する。

### (内部監査の対象課題)

第4条 内部監査の対象課題は、第2条に規定する研究資金を使用する全ての試験研究課題とする。

### (内部監査の実施)

第5条 内部監査員は、試験研究課題が終了したとき又は試験研究課題の一会計年度が終了したときは、次の各号について内部監査を実施しなければならない。

- (1) 収支簿又は支払調書に基づく証拠書類の確認
- (2) 契約及び支払い状況の確認
- (3) 購入物品等の利用状況等の確認
- (4) 研究計画と競争的資金等の執行状況
- (5) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

2 内部監査員は、内部監査の実施にあたって、要領第8条に定める不正使用防止計画推進班との連携を強化し、不正発生要因に応じた監査計画を立案するとともに、随時見直しを行いながら、効率的で適正な内部監査に努めるものとする。

3 内部監査員は、万一の不正発生時の影響度や不正発生の可能性の高さを把握し、重点的かつ恒常的な不正発生予防対策を図るためのリスクアプローチ監査を適宜実施する。

### (内部監査の通知等)

第6条 最高管理責任者は、内部監査を実施しようとするときは、あらかじめその期日、その他必要な事項について、監査対象試験研究課題を担当する研究者に通知する。

2 前項の通知を受けた研究者は内部監査に出席しなければならない。

### (内部監査結果の報告)

第7条 内部監査員は、内部監査が終了したときは、速やかにその結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

### (改善の指導等)

第8条 最高管理責任者は、前条の報告を受け是正改善を必要とする事項があると認めるときは、統括管理責任者にその措置を命ずるものとする。

2 統括管理責任者は、前項の措置を命ぜられたときは、直ちにその措置を講じなければならない。

### (その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、内部監査の実施に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。